

箕輪町若者プロジェクトチーム実施業務委託
仕様書

1. 業務名

箕輪町若者プロジェクトチーム実施業務委託

2. 業務目的

若者や学生の視点からの「今の箕輪町」の魅力や課題を把握するとともに、「若者の町政への参画」、「若者に魅力あるまち」、「若者が住み続けたいと思えるまち」となるための意見やアイデアを出し、若者自身が自ら考え、活動していくことを目的として箕輪町（以下「発注者」という。）が実施する。

3. 業務概要

業務目的を達成するために、本業務では主として以下の事業を実施する。

- ・若者が自ら考え活動していく仕組みづくり
- ・活動を運用する人材の育成
- ・プロジェクトチーム活動の支援

4. 業務対象者

町内在住者及び町内通学・通勤者の若者

※若者とは高校生から39歳までの者をいう。

5. 委託期間

契約締結の日から、令和4年3月31日まで

6. 委託上限額

1,319,000円（消費税及び地方消費税含む）

※プロジェクトチーム内で出たアイデアを実現させるためにかかる費用も受託事業者が負担する。

6. 業務内容

当業務の目的を達成するため、次の業務を実施すること

(1) 若者が自ら考え活動していく仕組みづくり

若者ニーズや課題をプロジェクトチームで考え、そこで出たアイデア・意見を集約して終わるのでなく、企画し試行的に実践していくことの仕組みづくりや支援をする。

(2) 活動を運用する人材の育成

活動を円滑に運営するための人材の育成及びフォローアップを行うこと。

(3) プロジェクトチーム活動の支援

プロジェクトチームで出たアイデアを実践している際に専門的知見や知識が必要となった場合、専門分野の講師を手配するなど、活動が円滑に行えるよう支援する。

(4) その他

その他本業務目的を達成するために必要な事項及び将来の継続性と発展性についても適宜提案すること。

7. 業務の実施

(1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。

(2) 事業受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を順守すること。

(3) 事業受託者は業務の概要を整備するとともに、計画立案から業務完了までの協議記録等を取りまとめ、業務がスムーズに実施できるように必要な各工程の基本的方針及び計画、準備を行うこと。

(4) 事業受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

(5) 事業受託者は業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。

(6) 仕様書に記載されていない事項については、受託者と発注者とが協議のうえ決定することとする。

(7) 受託業務のうち、仕様内容の単価等に大幅に変更が生じた場合、又は、発注者の指示により業務の一部を実施しなかった場合には、発注者及び受託者は協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。

8. 成果品

事業完了後、すみやかに次の実績報告書類を提出すること。

①報告書 3部（製本版及び電子媒体）

②その他委託者が必要と認めた資料

9. 成果品の帰属

本業務に関する一切の成果は、箕輪町に帰属するものとする。